

## 阿賀野市告示第147号

阿賀野市令和7年度阿賀野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年6月19日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市令和7年度阿賀野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 阿賀野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、阿賀野市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点において、市に住所を有する者（市の住民基本台帳法に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措

置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 第1項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方

創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。)若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

(4) 租税条約による免除の適用の届出によって市区町村民税が課されていない者を含む世帯及び令和6年1月2日以降に国外から転入してきた者。

(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者(市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号イを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者(市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金(不足額給付分)の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。)を差し引いた額とする。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修

正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、調整給付金（不足額給付分）支給確認書（第3号様式）（以下「確認書」という。）を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、市から調整給付金（当初給付分）を受給していない者については、調整給付金（不足額給付分）申請書（第4号様式）を提出するものとし、市は、当該者から申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、調整給付金（不足爆給付分）申請書（第5号様式）を提出するものとする。

3 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

（1） 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により市に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2） 窓口方式 提出者が確認書等を市の窓口に出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（3） 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（4） 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が現金書留等により現金を送付する方式

4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

第6条の2 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成

25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを所持している者は、前条の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国が整備するシステムを通じて市に電子申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。

第6条の3 市は、前条の規定にかかわらず、調整給付金(当初給付分)を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の特定公的給付に係る公的受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、調整給付金(不足額給付分)支給決定通知書(第1号様式)をもって調整給付金(不足額給付分)の支給を決定する。

2 前項による支給対象者は、支給の決定を受けた際、受給の辞退又は「調整給付金(不足額給付分)支給口座変更申出書(第2号様式)により登録口座の変更を申し出ることができる。

(代理による確認書等の提出・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条(第6条)の規定による確認書等の提出及び調整給付金(不足額給付分)の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等の提出の期限)

第8条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限についても、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金(不足額給

付分)を支給する。

(調整給付金(不足額給付分)の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金(不足額給付分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金(不足額給付分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金(不足額給付分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 前条までに定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月19日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

阿賀野市長

### 調整給付金（不足額給付分）(※) 支給決定通知書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）<sup>注</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

本給付金について、令和6年分所得税（実績額等）及び令和6年度個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。この通知により支給を受ける場合、本通知書をもって給付金支給決定通知とし、以下の内容のとおりに

#### 令和 年 月 日（ ）に給付金を振込みます。

支給方法は、原則として調整給付金（当初給付分）を支給した口座への振込みとなります。

支給予定額

支給  口座

口座名義人

#### 調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額(①)	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額(②)	=	控除不足額計(③) (①+②)
	<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円
	注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。				↓
					令和7年度所要額(④)
					<input type="text"/> 円
支給額	令和7年の 所要額(④)	-	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	=	調整給付金(不足額給付分) 支給額
	<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円

#### 【本給付金の振込先の変更を希望する方】

同封の支給口座変更申出書を記入の上、令和 年 月 日（必着）までに社会福祉課福祉企画係に提出してください。変更がない場合は提出不要です。

※期限までに提出が間に合わない場合、振込口座を変更することができないことがあります。

#### 【支給を辞退する方】

上記期限までにお問い合わせ先まで連絡してください。

## 調整給付金(不足額給付分)支給口座変更申出書

阿賀野市長 様

**1 記入内容に相違がないことを確認し、支給口座の変更を申し出ます。**

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

**2 新規振込先指定口座(原則、1の本人(対象者)名義の口座に限る。)**

次のどちらか1つのチェック欄(□)に『✓』をした上で、記入してください。選択する項目によって提出書類が変わります。下欄『提出書類』を確認してください。

① 公金受取口座への振込みを希望

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

個人番号(マイナンバーカードの裏面12桁)											

② 指定の金融機関口座への振込みを希望

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 <small>※右詰めでお書きください。</small>	口 座 名 義 人 ( カ ナ ) <small>※通帳の表記に合わせてください。</small>
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信連連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		

ゆ う ち よ 銀 行	通 帳 記 号	通 帳 番 号 <small>※右詰めでお書きください。</small>	口 座 名 義 人 ( カ ナ ) <small>※通帳の表記に合わせてください。</small>
<small>貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。</small>			

**提出書類**

2の新規振込先指定口座で①を選択した方:『本人確認書類の写し(コピー)』

※ マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しなど、いずれか1つを添付してください。

2の新規振込先指定口座で②を選択した方:『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をいずれか1つ添付してください。

阿賀野市長

調整給付金（不足額給付分）<sup>(※)</sup> 支給確認書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）<sup>注</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

〔注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。〕

令和6年分所得税（実績額等）及び令和6年度個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。令和 年 月 日（当日消印有効）までに、お手続きください。

支給方法  支給口座   支給予定額	
-----------------------------------	--

1 調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額(①) <input style="width: 100%;" type="text"/> 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額(②) <input style="width: 100%;" type="text"/> 円	=	控除不足額計(③) (①+②) <input style="width: 100%;" type="text"/> 円 ↓ 令和7年の所要額(④) <input style="width: 100%;" type="text"/> 円
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。					
支給額	令和7年の 所要額(④) <input style="width: 100%;" type="text"/> 円	-	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年) <input style="width: 100%;" type="text"/> 円	=	調整給付金(不足額給付分) 支給額 <input style="width: 100%;" type="text"/> 円

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて期限までに提出してください。  
 ※提出期限までにお手続きされなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

2 左面の支給口座欄に記載された口座とは別の口座へ振込みを希望する場合または『右面の②に記入してください。』と記載されている場合、振込みを希望する口座について、以下のどちらか1つのチェック欄 (□) に『✓』をした上で、記入してください。選択する項目によって提出書類が変わるため注意してください。

- ①本人名義の公金受取口座への振込みを希望します。  
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。  
**必要書類：本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどいずれか1つ）の写し（コピー）**

個人番号（マイナンバーカードの裏面 12桁）											

- ②次の口座へ振込みを希望します。  
**必要書類：通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカードなど、振込希望口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）**

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 <small>※右詰めでお書きください</small>	口座名義人（カナ） <small>※通帳の表記に合わせてください</small>
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 <small>※右詰めでお書きください</small>	口座名義人（カナ） <small>※通帳の表記に合わせてください</small>
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。			

3 申請日、氏名、電話番号を記入してください。

記入内容に相違ありません。

令和 年 月 日

氏名： \_\_\_\_\_  
 (電話番号： ( ) )

4 代理人が申請または代理人の口座に振込みを希望する場合は記入してください。

**必要書類：代理人の本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどいずれか1つ）の写し（コピー）**

代理人 (名義人)	フリガナ	本人(対象者)との関係	代理人(名義人)生年月日	代理人(名義人)住所	
	代理人(名義人)氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	本人(対象者)と同一世帯の場合は記入不要 日中に連絡可能な電話番号 ( )	
上記の者を代理人と定め、給付金の、				本人(対象者)氏名	
①確認・請求(本人以外の方が記入し、本人名義の口座へ振込む場合) ②確認・請求及び受給(本人以外の方が記入し、本人以外の口座に振込む場合) ③受給(本人以外の口座に振込む場合) を委任します。 ※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。					

裏面に続きます

# 添付書類貼付欄

## ・表面の2で①を選択した方

本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼り付けてください。

## ・表面の4を記入した方

代理人の本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼り付けてください。

★本人確認書類は、マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等が有効です。

---

## ・表面の2で②を選択した方

通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）を1枚貼り付けてください。

※貼り付ける際、枠内に収まらなくても差し支えありません。

令和 年 月 日

阿賀野市長

### 調整給付金（不足額給付分）<sup>(※)</sup> 申請書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）<sup>注</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

〔注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。〕

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第0号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書を記入のうえ提出してください。

#### 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市町村や海外から阿賀野市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、次の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
  - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方
  - ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方） など

#### 【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、チェック欄（□）に『✓』をしてください。

- 以下の全ての事項について確認し、誓約・同意します。
- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。
- 【支給要件】  
 I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。） - III > 0 となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数<sup>\*1</sup> - 令和6年分所得税額  
 ※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数<sup>\*2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額  
 ※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

III 調整給付金（当初給付分）の額
- ② 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

### 1 申請者について記入してください。

阿賀野市長 様

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名  
電話番号

**2 振込みを希望する口座について、以下のいずれか1つのチェック欄(□)に『✓』をしたうえで、記入してください。選択する項目によって必要書類が変わるため注意してください。**

- ①本人名義の公金受取口座への振込みを希望します。  
 ※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。  
**必要書類：本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどいずれか1つ）の写し（コピー）**

個人番号（マイナンバーカードの裏面12桁）									

- ②次の口座へ振込みを希望します。  
**必要書類：通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカードなど、振込希望口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）**

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
1. 銀行 4. 信連 7. 信漁連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。			

**3 代理人が申請または代理人の口座に振込みを希望する場合は記入してください。**  
**必要書類：代理人の本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどいずれか1つ）の写し（コピー）**

代理人 (名義人)	フリガナ	本人(対象者)との関係	代理人(名義人)生年月日	代理人(名義人)住所	
	代理人(名義人)氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	本人(対象者)と同一世帯の場合は記入不要 日中に連絡可能な電話番号 ( )	
上記の者を代理人と定め、給付金の、 ( ①確認・請求(本人以外の方が記入し、本人名義の口座へ振込む場合) ②確認・請求及び受給(本人以外の方が記入し、本人以外の口座に振込む場合) ③受給(本人以外の口座に振込む場合) を委任します。 ※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。				本人(対象者)氏名	

**裏面に続きます**

## 提出書類

『調整給付金（不足額給付分）申請書』（本書類）

※必要事項を記入してください。

- 誓約・同意事項（表面左側中段）
- 申請者の氏名など（表面左側下段）
- 振込口座（表面右側上段）
- （3 代理人欄を記入する必要がある場合）代理人の氏名など（表面右側下段）

『調整給付金の支給確認書の写し（コピー）、支給決定通知書 など』

※令和6年に給付された調整給付金（当初給付分）の額が分かる資料を用意してください。  
↓  
受給要件に該当せず調整給付金（当初給付分）を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等が分かる資料を用意してください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』

※給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等が分かる書類の写し（コピー）を用意してください。

『本人確認書類の写し（コピー）』（表面の2で①を選択した方に限る。）

※本人のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどの写し（コピー）をいずれか1つ右面の添付書類貼付欄に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（表面の2で②を選択した方に限る。）

※通帳やキャッシュカードなど、振込希望口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）をいずれか1つ右面の添付書類貼付欄に添付してください。

『代理人確認書類の写し（コピー）』（表面の3を記入した方に限る。）

※代理人のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどの写し（コピー）をいずれか1つ右面の添付書類貼付欄に添付してください。

# 添付書類貼付欄

## ・表面の2で①を選択した方

本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼付けてください。

## ・表面の3を記入した方

代理人の本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼付けてください。

★本人確認書類は、マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどが有効です。

---

## ・表面の2で②を選択した方

通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）を1枚貼付けてください。

※貼付ける際、枠内に収まらなくても差し支えありません。

〒

令和 年 月 日

様

阿賀野市長

### 調整給付金（不足額給付分）<sup>(※)</sup> 申請書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）<sup>注</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

〔注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。〕

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第3号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書を記入のうえ提出してください。

#### 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額がいずれも0円の方 かつ 令和6年分の非課税世帯（または均等割のみ課税世帯）に対する価格高騰対策等重点支援給付金を、世帯主または世帯員として受給していない方であって、
  - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
  - ・合計所得金額が48万円超である方

#### 【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、チェック欄（□）に『✓』をしてください。

以下の全ての事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円<sup>(※)</sup>が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。  
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

##### 【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313号第3項の規定による青色事業専従者または同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ② ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった  
 ・令和5年度、令和6年度に実施された住民税非課税または均等割のみ課税世帯に対する価格（物価）高騰対策等重点支援給付金を受給した  
 ・令和6年度に実施された調整給付金（当初給付分）を本人分または扶養親族分として受給した
- ③ 調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

### 1 申請者について記入してください。

阿賀野市長 様

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

**2 振込みを希望する口座について、以下のいずれか1つのチェック欄(□)に『✓』をしたうえで、記入してください。選択する項目によって必要書類が変わるため注意してください。**

- ①本人名義の公金受取口座への振込みを希望します。  
 ※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。  
**必要書類：本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどいずれか1つ）の写し（コピー）**

個人番号（マイナンバーカードの裏面12桁）									

- ②次の口座へ振込みを希望します。  
**必要書類：通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカードなど、振込希望口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）**

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
1. 銀行 4. 信連 7. 信漁連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。			

**3 代理人が申請または代理人の口座に振込みを希望する場合は記入してください。**  
**必要書類：代理人の本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどいずれか1つ）の写し（コピー）**

代理人 (名義人)	フリガナ	本人(対象者)との関係	代理人(名義人)生年月日	代理人(名義人)住所	
	代理人(名義人)氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	本人(対象者)と同一世帯の場合は記入不要 日中に連絡可能な電話番号 ( )	
上記の者を代理人と定め、給付金の、			本人(対象者)氏名		
①確認・請求(本人以外の方が記入し、本人名義の口座へ振込む場合) ②確認・請求及び受給(本人以外の方が記入し、本人以外の口座に振込む場合) ③受給(本人以外の口座に振込む場合)					
を委任します。 ※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。					

裏面に続きます

## 提出書類

『調整給付金（不足額給付分）申請書』（本書類）

※必要事項を記入してください。

- 誓約・同意事項（表面左側中段）
- 申請者の氏名など（表面左側下段）
- 振込口座（表面右側上段）
- （3 代理人欄を記入する必要がある場合）代理人の氏名など（表面右側下段）

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』

※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる資料の写し（コピー）を用意してください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）』

※青色事業専従者または事業専従者の方のみ用意してください。

『本人確認書類の写し（コピー）』（表面の2で①を選択）

※本人のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどの写し（コピー）をいずれか1つ右面の添付書類貼付欄に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（表面の2で②を選択した方に限る。）

※通帳やキャッシュカードなど、振込希望口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）をいずれか1つ右面の添付書類貼付欄に添付してください。

『代理人確認書類の写し（コピー）』（表面の3を記入した方に限る。）

※代理人のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどの写し（コピー）をいずれか1つ右面の添付書類貼付欄に添付してください。

# 添付書類貼付欄

## ・表面の2で①を選択した方

本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼付けてください。

## ・表面の3を記入した方

代理人の本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼付けてください。

★本人確認書類は、マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポートなどが有効です。

---

## ・表面の2で②を選択した方

通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）を1枚貼付けてください。

※貼付ける際、枠内に収まらなくても差し支えありません。